

**「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）に関する  
パブリックコメント実施要領**

1	件名	「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）に関する意見公募
2	目的	<p>「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（平成 17 年 3 月策定、平成 29 年 5 月改訂）の見直しについて、多摩市使用料等審議会（以下、「審議会」という。）で審議を行い、令和 7 年 5 月に答申を受けました。</p> <p>審議会の答申を踏まえてまとめた改訂素案について、多摩市自治基本条例第 22 条に則り広く公表して市民の意見を募るとともに、市民から提出された意見等を考慮して「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を改訂することを目的とします。</p>
3	事業内容及び事業説明	<p>本基本方針は、使用料の算定方法や利用者負担の考え方などをまとめたものであり、これに基づいて公共施設の使用料が設定されています。基本方針は 8 年ごと、使用料は 4 年ごとに見直すこととしています。本来であれば、令和 6 年度に使用料を見直す予定でしたが、コロナ禍の影響等を考慮し、使用料は据え置くこととし、基本方針の見直し後に改定を行う整理としました。</p> <p>このたび、基本方針の前回改訂から 8 年が経過し、コロナ禍以降のライフスタイルの変化や物価高騰などの状況を踏まえ、時代に即した適正な利用者負担および施設利用のあり方を検討し、これらを反映させた見直しを行います。</p>
4	資料内容及び公表方法等	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）</li> </ul> <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市役所本庁舎 A 棟 3 階（行政管理課）、第二庁舎 1 階行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、永山公民館、関戸公民館、市内各コミュニティセンター、市民活動・交流センター、総合体育館、温水プール（アクアブルー多摩）、武道館での閲覧</li> <li>○ 公式ホームページを利用した閲覧</li> </ul>
5	対象者	市内にお住まいの方、市内で働いている方、市内の学校に通われている方、市内で事業を営まれている方及び活動されている団体等が対象です。
6	意見募集期間	令和 7 年 7 月 5 日（土）から令和 7 年 8 月 12 日（火）まで ※郵送の場合は、8 月 12 日（火）必着
7	意見の提出方法及び提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 持参（代理人によるものを含みます。）：行政管理課</li> <li>(2) 郵送：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市役所行政管理課</li> <li>(3) ファクシミリ：042-337-7658</li> <li>(4) 公式ホームページ内に期間中設置する応募専用フォーム</li> <li>(5) 回答ボックス（行政管理課、行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、永山公民館、関戸公民館、市内各コミュニティセンター、市民活動・交流センター、総合体育館、温水プール（アクアブルー多摩）、武道館</li> </ul>
8	意見提出の際の	(1) 住所

	必須記入事項	(2) 氏名  (3) 意見本文（設置している提出用紙以外の用紙を使用する場合は、「使用料設定の基本方針に関する意見」と記入してください） ※上記の項目のいずれかが記入されていない場合、パブリックコメントとして取り扱いきかない場合があります。
9	意見の取り扱い及び応答方法	(1)期間中にいただいた意見を参考に、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を作成します。  (2)パブリックコメント期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。  (3)パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される記述はしないでください。  (4)意見募集期間中にいただいた「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）に関連する「市政への提言」は、パブリックコメントに寄せられた意見として取り扱わせていただきます。  (5)意見提出者への到達通知は行いません。
10	担当	行政管理課 電話338-6948（直通）